

## 福山市経営力強化人材育成事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者及び中小企業団体等が、さまざまな経営環境の変化に対応するため、経営力の強化を目的として実施する各種の人材育成事業に対して、市が予算の範囲内でその経費の一部を助成することにより、円滑な事業継承と企業間連携などによる経営基盤強化を図り、もって本市産業の活性化に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者及び中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第2号の規定に該当する者をいう。ただし、日本標準産業分類に規定される農業・林業・漁業は除く。
- (2) 「大企業」とは、「中小企業者」以外の者で、事業を営む者をいう。
- (3) 「みなし大企業」とは、次の者をいう。

ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

### (補助対象者)

第3条 補助対象者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。ただし、みなし大企業は除く。

- (1) 中小企業者で構成するグループで当該グループの構成員の2分の1以上が福山市内に本社又は主たる事業所を有する者

- (2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体（同項第3号及び第4号に掲げるものを除く。）で当該団体の構成員の2分の1以上が福山市内に本社又は主たる事業所を有する者
- (3) 代表者及び従業員等が、次のいずれにも該当しない者
- ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であること
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項及び第5項の規定に該当する営業を行う事業者でない者。また、これらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でない者
- (5) 補助金の交付申請書の提出日又は補助金の実績報告書提出日の時点で倒産（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第35条第1項第1号に規定する倒産をいう。）している事業主（再生手続開始の申立て（民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てをいう。）又は更生手続開始の申立て（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立てをいう。）を行った事業主であって、事業活動を継続する見込みがある者を除く。）でない者
- (6) 福山市に納付すべき市税の滞納がなく、市税の納付状況を調査されることについて同意する者

（補助対象事業）

第4条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、ものづくり技術の継承や技能・技術の向上等を重点とした事業継承に資する実技指導又は実技指導を含む講習会等の人材育成事業で、当該年度の事業採択日から年度末日までの間で実施するものとする。ただし、同一の事業において、他に国・県等の公的補助を受けている場合を除く。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費と

する。ただし、経費に係る消費税及び地方消費税額は補助対象経費から除くものとし、旅費については、旅費以外の補助対象経費の合計額に3分の1を乗じて得た額を限度とする。

- (1) 会場及び機械器具使用料
- (2) 講師謝金
- (3) 受講料
- (4) 旅費
- (5) 加工材料費
- (6) 印刷製本費
- (7) 郵送料
- (8) その他市長が必要と認める経費

(募集)

第6条 補助事業の募集は公募により行うものとする。ただし、公募により難い特別な事情があると市長が認めた場合は、この限りではない。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付申請書(別紙様式1)に次の各号に掲げる書類を添えて、指定する期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 参加企業名簿
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 当該年度において、既に次条の規定による補助金の交付決定を受けた者は、同一年度内において、本補助金の交付申請を再度行うことはできない。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の補助金の交付の申請があったときは、事業の内容が適当と認められるものについて、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(別紙様式2)を交付するものとする。

- 2 前項の場合において、申請状況により、算出された補助金の合計額が予算を超えるときは、市長は、その範囲内において、算出された補助金の額に応じて按分し、交付額を決定することができる。
- 3 前項の規定により按分して算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 市長は第1項の補助金の交付決定を行う際において、補助金の交付目的を達成するため必要な条件を付することができるものとする。

(補助金の額)

第9条 補助金の額は補助対象経費に補助率2分の1を乗じた額以内とし、千円未満は切り捨てるものとする。ただし、当該年度の補助金限度額は、30万円とする。

(事業計画の変更)

第10条 第8条の規定による補助金交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、申請書等（必要書類を含む。）に記載された事項を変更しようとするときは、あらかじめ事業計画変更・中止・廃止承認申請書（別紙様式3）に「変更事業計画書」、「変更収支予算書」、「その他市長が必要と認める書類」を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、事業内容の変更がなく、かつ補助対象経費を20パーセント以内で増減する場合は、この限りでない。

- 2 前項の承認を受けて、補助対象経費の減額が必要となった場合、市長は既に決定した補助金の額を減額することができる。
- 3 計画の変更により補助対象経費が増額となった場合、補助金の額は当初交付決定額を上限とする。

(事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ事業計画変更・中止・廃止承認申請書（別紙様式3）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、当該事業が完了した後1月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書（別紙様式4）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費に関する領収書等の写し
- (4) 補助事業の実施内容を確認できる資料（写真等）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定及び交付）

第13条 市長は、前条の「実績報告書」を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて実地に調査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額（補助対象経費が増額となった場合であっても、当初交付決定額を上限とする。）を確定し、補助金交付額確定通知書（別紙様式5）により、補助事業者に通知するものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、「請求書」により市長に請求しなければならない。

3 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（その他）

第14条 市長は、補助金の交付決定を受けた者に対し、随時事業の遂行状況を求めることができるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2009年（平成21年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2010年（平成22年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2011年（平成23年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2012年（平成24年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2013年（平成25年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2014年（平成26年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2016年（平成28年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2017年（平成29年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2018年（平成30年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2019年（平成31年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2020年（令和2年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2021年（令和3年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2023年（令和5年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2025年（令和7年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2026年（令和8年）4月1日から施行する。